

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成26年8月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典
ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン気仙沼店
気仙沼市赤岩館下71番地9

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

番	名称	代表者	住所
1	イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
2	ホームック株式会社	柴田 憲次	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号
3	株式会社キタムラ	武川 泉	高知県高知市本町四丁目1番16号
4	株式会社ブルーグラス	木村 保	千葉県千葉市美浜地区中瀬一丁目5番地1号
5	株式会社コックス	小柳津 進	東京都江東区新大橋一丁目8番11号
6	有限会社うつみ園芸	内海 修一	気仙沼市字赤岩館森136番地
7	さいとう製菓株式会社	斉藤 俊明	岩手県大船渡市大船渡町字台26番地18号
8	有限会社斉新商店	斉藤 隆一	気仙沼市魚市場前2番12号
9	笹田 康晴		気仙沼市赤岩水梨12-9
10	株式会社メガネの相沢	相沢 博彦	仙台市青葉区中央三丁目8番31号
11	株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島走熊字七本松27番地1

12	株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号
13	株式会社クワイティブゴトウ	後藤 光博	仙台市青葉区二日町11番28号
14	株式会社ヤマノリテーリング ス	山野 義友	東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
15	株式会社ベベ	細川 数夫	兵庫県神戸市中央区港島中島六丁目2番5号
16	株式会社パレモ	中本 敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
17	株式会社モリタ	盛田 勝正	岩手県一関市大町4番13号

(変更後)

番号	名称	代表者	住所	変更年月日
1	イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地1号	平成 25 年 3月1日
2	ホームック株式会社	石黒 靖規	北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目1番1号	平成 25 年 5月20日
3	株式会社キタムラ	浜田 宏幸	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	平成 25 年 6月24日
4	株式会社コックス	吉竹 英典	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2番1号	平成 25 年 6月11日
5	さいとう製菓株式会社	斉藤 俊明	岩手県大船渡市赤崎町字宮野 5 番地1	平成 25 年 8月25日
6	笹田 康晴		気仙沼市赤岩水梨 12 - 9	
7	株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島走熊字七本 松 27 番地 1	
8	株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	
9	株式会社パティーズ	齋藤 啓一	福島県会津若松市宮町 5 番 14 号	平成 26 年 6月1日
10	株式会社ベベ	大津寄 正登	兵庫県神戸市中央区港島中島六 丁目 8 番 2	平成 26 年 6月23日
11	株式会社パレモ	小田 保則	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番 地	平成 25 年 5月9日
12	株式会社三城ホールディ ングス	多根 裕詞	東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号	平成 25 年 4月6日
13	株式会社未来屋書店	羽牟 秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地1号	平成 23 年 9月21日
14	株式会社ファイブフォッ クス	上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 60 番 7 号	平成 23 年 9月2日

5 変更の年月日

4の(変更後)の表中「変更年月日」のとおり

6 届出年月日

平成26年8月1日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

8 縦覧期間

平成23年8月11日から平成26年12月11日まで（ただし、閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。